

令和元年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

- 1 議案第 43 号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第 5 号）について
（県税収入補正予算について）・・・・・・・・・・ 1
- 2 議案第 66 号 三重県県税条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 3
- 3 議案第 86 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部
を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 5
- 4 議案第 87 号 知事等の給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例案について・・・・・・・・・・ 7
- 5 議案第 88 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について・・・・・・ 9

◎所管事項

- 令和 2 年度当初予算要求状況（総務部関係分）について・・・・・・・・・・ 11

令和元年 12 月 13 日
総 務 部

議案第 43 号

令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）について

（県税収入補正予算について）

令和元年度県税収入については、今回の補正予算において、163 億 4,600 万円を減額し、補正後の県税収入額は、2,482 億 8,000 万円となっています。

減額の主な要因は、法人県民税・事業税の法人二税が、法人業績（所得）が低迷したこと等から 101 億 7,100 万円の減、地方消費税が、譲渡割につき前年度に比べ還付が増加していること及び、貨物割につき四日市港輸入額の減少傾向により、地方消費税計で 60 億 3,900 万円の減、軽油引取税が、工場・生産地からの貨物減による物流の低迷により、6 億 8,600 万円の減など見込んでいます。

（単位：百万円、％）

区分 税目	当初 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (C)	対当初比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 %	主な増減理由
個人県民税 均等割・所得割	66,876	767	67,643	101.1%	101.2%	課税人員の増加傾向、個人所得の好調
法人県民税	10,582	△ 2,069	8,513	80.4%	73.7%	法人業績(所得)の低迷
県民税利子割	996	△ 555	441	44.3%	46.0%	リーマン・ショック前の高金利時のゆうちよ定額貯金の影響が消滅
法人事業税	61,895	△ 8,102	53,793	86.9%	84.2%	法人業績(所得)の低迷
地方消費税	55,569	△ 6,039	49,530	89.1%	89.9%	(譲渡割)前年度に比べ還付が増加 (貨物割)四日市港輸入額の減少傾向
ゴルフ場利用税	1,559	88	1,647	105.6%	100.4%	ゴルフ場利用人員数の増
自動車取得税	1,665	250	1,915	115.0%	51.9%	エコカー減税の軽減割合の見直し 消費税率引上げ前の一定の駆け込み需要
軽油引取税	22,237	△ 686	21,551	96.9%	96.5%	工場・生産地からの貨物減による物流の低迷
その他の税	43,247	0	43,247	100.0%	108.4%	
県税計	264,626	△ 16,346	248,280	93.8%	93.4%	
法人二税	72,477	△ 10,171	62,306	86.0%	82.6%	
地方法人特別 譲与税	30,124	△ 767	29,357	97.5%	98.8%	

三重県県税条例の一部を改正する条例案について

1 条例の概要

地方税法では、地方団体が通常採用すべき税率として標準税率を定めています。財政上その他の必要がある場合には、地方団体は、標準税率を超える税率により課税することができます。こうした課税の制度を「超過課税」といいます。

三重県においてもこれに基づき、法人県民税の法人税割について超過課税を制定し、その税収を三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金、三重県子ども基金に充当し、その基金を通じて歳出事業を実施しています。

(1) 法人県民税の超過課税の概要（現行）

税率	1.8%（地方税法で規定する標準税率は1.0%、超過課税分は0.8%）
対象法人	以下①から③までのいずれかの法人 ①資本金の額（出資金の額）が、1億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額が、年1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社
適用期間	昭和51年1月1日から令和2年12月31日までの間に終了する事業年度分

(2) 超過課税に関する税収額

(単位：百万円・端数四捨五入)

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
法人県民税 法人税割	8,700	6,881	5,762	6,307	9,411	8,465 (6,390)
うち超過課税	1,094	1,054	1,045	1,157	1,779	1,599 (1,239)

※平成30年度までは決算額。令和元年度は現計予算額。下段括弧内は12月補正予算を反映した数値。

2 改正理由

県財政が厳しい状況の中、超過課税の財源を必要とする事業が引き続き見込まれるため、超過課税制度の継続に必要な改正を行います。

3 改正内容

法人税割の税率について、1.8%（令和元年9月30日以前に開始する事業年度については4.0%）とする特例措置の適用期限を現行の令和2年12月31日から令和7年12月31日まで5年間延長します。

4 施行期日

公布の日から施行

5 超過課税の用途

超過課税で得られた税収は、超過課税を充当する基金を設け、その基金を通じて歳出事業を実施する形で、用途を限定しています。

(1) 基金の目的や主な成果等

基金名	配分率と目的	主な成果
三重県福祉基金	25% (昭和 50 年度制定時から充当) 高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業の財源として活用	社会福祉施設等の計画的整備や医師確保対策事業などに活用することにより、高齢者・障がい者等支援、次世代育成支援、医師確保対策など保健福祉の向上を図ることができました。
三重県中小企業振興基金	34% (昭和 60 年度改正から充当) 中小企業の振興を図るための事業の財源として活用	中小企業者の資金調達の円滑化や経営支援などに活用することにより、県内中小企業や小規模企業の振興を図ることができました。
三重県体育スポーツ振興基金	27% (昭和 60 年度改正から充当) 体育・スポーツの普及振興を図るための事業の財源として活用	県内トップアスリートの育成・強化や、中学・高校運動部活動への支援、スポーツ大会の開催支援、スポーツ関係団体が行う事業への支援等に活用することにより、体育・スポーツの普及振興を図ることができました。
三重県環境保全基金	2% (平成 11 年度改正から充当) 廃棄物の適正な処理の推進に関する事業の財源として活用	「ごみゼロ社会」実現に向けた取組や災害廃棄物処理体制の整備などに活用することにより、3Rや廃棄物の適正な処理の推進を図ることができました。
三重県子ども基金	12% (平成 30 年度改正から充当) 本県に暮らす子どもたちの希望をかなえるための挑戦を支援する事業の財源として活用	保育対策やひとり親家庭の自立支援、里親委託の推進などに活用することにより、三重県に暮らす子どもたちを支援する取組の推進を図ることができました。

(2) 過去 5 年間 (平成 26 年度～平成 30 年度) の基金歳出の状況 (単位: 百万円)

基金名	歳出額
三重県福祉基金	1,947
三重県中小企業振興基金	1,972
三重県体育スポーツ振興基金	1,516
三重県環境保全基金	314
三重県子ども基金	172

(注) 左記の歳出額は、
超過課税充当分のみ。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案 について

1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

2 改正内容

特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の340（現行100分の335）に改めます。

改正の対象は、以下のとおりです。

- ① 知事・副知事
- ② 教育長
- ③ 常勤の人事委員会委員（現在、対象者なし）
- ④ 常勤の監査委員
- ⑤ 公営企業管理者

3 実施期日

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

議案第 87 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

知事等の給与を特例的に減ずるものです。

2 改正内容

- (1) 給料の減額措置を行う期間を、令和3年3月31日まで1年間延長します。
- (2) その他規定を整備するものです。

(参考)

区 分		給料の月額
知事		100分の20
副知事		100分の15
教育長 公営企業管理者 代表監査委員 危機管理統括監		100分の10
管理職員	部長級	100分の3.7
	次長級	100分の3.3
	課長級、公立学校の校長等	100分の2.8
	公立学校の教頭等	100分の2.3

3 実施期日

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

議案第 88 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月11日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うものです。

2 改正内容

(1) 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間の支給割合を次のとおり改めます。

- ① 危機管理統括監 100分の200 (現行100分の195)
- ② 特定管理職員 (次長級以上) 100分の230 (現行100分の225)
- ③ ①及び②以外の職員 100分の190 (現行100分の185)

(2) 一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の期末手当について、年間支給割合を100分の340 (現行100分の335) に改めます。

3 実施期日

公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。

◎所管事項

令和2年度当初予算要求状況（総務部関係分）について

1 施策別予算要求状況

（単位：千円）

施策番号	施策名	令和2年度 要求額	令和元年度 6月補正後予算額	増減額
152	廃棄物総合対策の推進	14,989	14,869	120
小計		14,989	14,869	120
211	人権が尊重される社会づくり	4,374	3,714	660
小計		4,374	3,714	660
行政運営2	行財政改革の推進による 県行政の自立運営	821,099	851,283	△30,184
行政運営3	行財政改革の推進による 県財政の的確な運営	111,941,928	106,178,252	5,763,676
行政運営6	スマート自治体の推進	17,300	0	17,300
小計		112,780,327	107,029,535	5,750,792

行政委員会	行政委員会の事務	307	361	△54
小計		307	361	△54

その他	人件費	7,318,985	6,846,030	472,955
	公債費（一般会計）	114,665,569	110,703,764	3,961,805
	公債費（県債管理特別会計）	(145,293,962) 113,893,962	(179,885,139) 110,660,139	(△34,591,177) 3,233,823
	交際費、予備費	50,061	50,061	0
小計		(267,328,577) 235,928,577	(297,484,994) 228,259,994	(△30,156,417) 7,668,583

合計		(380,128,574) 348,728,574	(404,533,473) 335,308,473	(△24,404,899) 13,420,101
会計別内訳	一般会計	227,294,969	224,181,505	3,113,464
	県債管理特別会計	(152,833,605) 121,433,605	(180,351,968) 111,126,968	(△27,518,363) 10,306,637

（注）（ ）内は、借換債発行分を含めた額です。

2 主な事業

行政運営2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

行政改革推進事業【基本事業名：40201 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進】

予算額：(R1) 10,878千円 → (R2) 2,823千円

事業概要：挑戦する風土・学習する組織づくりなど、三重県行財政改革取組における各取組を進めるとともに、庁内におけるワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組みます。また、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行するため、内部統制制度を整備し、運用します。

政策評価等推進事業【基本事業名：40201 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進】

予算額：(R1) 784千円 → (R2) 746千円

事業概要：施策や事業展開の評価を的確に行い、評価結果等を「成果レポート」として取りまとめて公表することにより、県民の皆さんとの情報共有を図ります。また、施策の目標達成に資するため、外部有識者からの意見を参考に事業の見直しを行います。

文書管理事務費【基本事業名：40201 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進】

予算額：(R1) 13,643千円 → (R2) 18,681千円

事業概要：三重県公文書等管理条例（案）に基づき、文書の引継ぎ、保存及び廃棄等、文書の適正管理の徹底に取り組みます。また、公印の適正な管理、文書収発の円滑な処理並びに保存文書の整理及び適正管理についての周知や研修を実施します。

人事管理事務費【基本事業名：40202 不適切な事務処理および不祥事0（ゼロ）をめざすコンプライアンスの推進】

【基本事業名：40203 人材育成の推進】

予算額：(R1) 94,107千円 → (R2) 38,429千円

事業概要：「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、自ら考え、未来を切り開くための取組にも果敢に挑戦できる人材育成を進めます。また、コンプライアンスの推進に継続的に取り組むことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

職員健康管理運営費【基本事業名：40203 人材育成の推進】

予算額：(R1) 98,111千円 → (R2) 92,944千円

事業概要：健康診断等の健康事業や総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

行政運営3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

予算調整事務費【基本事業名：40301 持続可能な財政運営の推進】

予算額：(R1) 1,768,751千円 → (R2) 2,105,922千円

事業概要：予算編成、提出議案の作成等を行うとともに、財務会計・予算編成システムの運用を行います。また、企業会計への元利償還金相当額の繰出しを行います。

(一部新) 電算管理費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(R1) 423,844千円 → (R2) 340,292千円

事業概要：県税事務を効率的かつ適正、迅速に行うための総合税システムの運用を行います。

(新) 法人事業税交付金・市町交付金【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(R1) 一千円 → (R2) 2,583,849千円

事業概要：地方税法の規定により、法人事業税収入額の3.4%（令和3年度以降は7.7%）に相当する額を、県内市町に対し、当該市町における法人市町民税法人割の前3年度の平均額で按分して交付します。

(一部新) 滞納整理事務費【基本事業名：40302 公平・公正な税の執行と税収の確保】

予算額：(R1) 26,438千円 → (R2) 31,345千円

事業概要：滞納件数の大部分を占める自動車税や高額滞納事案等について、早期に滞納整理を行うことで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。また、滞納処分のさらなる早期着手を図るため、預貯金調査の電子化を行います。

県庁舎等維持修繕費【基本事業名：40303 最適な資産管理と職場環境づくり】

予算額：(R1) 946,895千円 → (R2) 1,016,046千円

事業概要：庁舎や職員公舎等の計画的な維持修繕を行います。

行政運営6 スマート自治体の推進

(新) スマート自治体推進事業費【基本事業名：40601 スマート自治体に向けた新しい技術の活用】

予算額：(R1) 一千円 → (R2) 17,300千円

事業概要：AI-OCRの活用によるRPA対象業務の拡大など、AIやRPA等新たな技術のさらなる活用や、ICTの新しい技術の業務改善への活用・導入を推進する「スマート人材」の育成など、スマート自治体の推進に向けた取組を進めます。

3 新規・一部新規事業

細事業名	事業内容	事業費
スマート自治体推進事業費	AI-OCRの活用によるRPA対象業務の拡大など、AIやRPA等新たな技術のさらなる活用や、ICTの新しい技術の業務改善への活用・導入を推進する「スマート人材」の育成など、スマート自治体の推進に向けた取組を進めます。	17,300千円
法人事業税交付金・市町交付金	地方税法の規定により、法人事業税収入額の3.4%（令和3年度以降は7.7%）に相当する額を、県内市町に対し、当該市町における法人市町民税法人割の前3年度の平均額で按分して交付します。	2,583,849千円
電算管理費 ※	「預貯金調査システム」用の照会データ作成等のため、総合税システムの改修を行います。	1,795千円
滞納整理事務費 ※	現在郵送で行っている滞納者の預貯金調査をオンラインで実施する「預貯金調査システム」を導入します。	3,214千円

※一部新規

4 スマート自治体推進事業

スマート自治体推進事業費	AI-OCRの活用によるRPA対象業務の拡大など、AIやRPA等新たな技術のさらなる活用や、ICTの新しい技術の業務改善への活用・導入を推進する「スマート人材」の育成など、スマート自治体の推進に向けた取組を進めます。	17,300千円
賦課調査事務費	県税事務所における外国人来庁者の窓口対応を支援する「窓口用翻訳システム」を導入します。令和元年度に一部事務所に試験導入した結果をもとに、導入事務所を拡大します。	6,709千円
電算管理費	「預貯金調査システム」用の照会データ作成等のため、総合税システムの改修を行います。	1,795千円
滞納整理事務費	現在郵送で行っている滞納者の預貯金調査をオンラインで実施する「預貯金調査システム」を導入します。	3,214千円

5 事業の見直し 該当なし